

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊
(以下「NTT東西」という。)

2 申請日

平成26年1月24日(金)

3 変更の概要等

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、NTT東西の電報料金へ転嫁する消費税を、現行の5%から新消費税率である8%相当額とする。

(規定の主な変更内容)

- ・料金表の税込部分に新消費税率8%を転嫁した金額を記載。

4 実施期日

認可後、平成26年4月1日から実施。

5 諮問を要しない理由

本件は他法令の施行に併せた変更であること、また、新たなサービスの開始及びサービス内容の変更をするものではないことから、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年法律第58号)附則第6条第5項の規定によりなお効力を有するとされる同法第2条の規定による改正前の電気通信事業法第94条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号(平成20年9月30日)に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。